|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 固定資産税課税免除申請書 | | | | | | | | | | | | | |
| 課税免除の要件 | 区分 | | 特区法第37条第１項  特区法第39条第１項  特区法第40条第１項 | | | | 事業内容① | |  | | | | ※  　F― |
| 新（増）設に係る一の対象施設等を構成する減価償却資産の取得価額の合計額② | | | | | | | | | 円 | | | |
| 新（増）設設備に係る被災雇用者数（日々雇い入れられる者を除く。）③ | | | | | | | | | 人 | | | |
| 課税免除を受けようとする固定資産税 | 年度又は事業年度 | | | | 年度 | | | | | 年　　月　　日から  年　　月　　日まで | | | |
| 土地④ | 所在地・地番 | | | 地目 | 面積 | | 取　得  年月日 | | | 取得価額 | 建物の建設着手年月日 | |
|  | | |  | m2 | | 年月日 | | | 円 | 年月日 | |
|  | | |  |  | | 年月日 | | |  | 年月日 | |
| 家屋⑤ | 所在地・  家屋番号 | | 構造 | 用途 | 延べ床面積 | | 取　得  年月日 | | | 取得価額 | 事業の用に供した年月日 | |
|  | |  |  | m2 | | 年月日 | | | 円 | 年月日 | |
|  | |  |  |  | | 年月日 | | |  | 年月日 | |
|  | |  |  |  | | 年月日 | | |  | 年月日 | |
|  | |  |  |  | | 年月日 | | |  | 年月日 | |
| 償却資産⑥ | 設備の種類 | | | | 数量 | | 取　得  年月日 | | | 取得価額 | 事業の用に供した年月日 | |
|  | | |  |  | | 年月日 | | | 円 | 年月日 | |
|  | | |  |  | | 年月日 | | |  | 年月日 | |
| 上記の固定資産税について、矢吹町復興産業集積区域における町税の特例に関する条例第２条の規定による課税免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。  　矢吹町長　　　　　様  　　　　　　年　　月　　日　　申請者住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称  　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　印  　　　　　　　　　　　　　　　担当者氏名  　　　　　　　　　　　　　　　電話番号 | | | | | | | | | | | | | |

添付書類

　　１　付表１　固定資産明細書

　　２　見取図（課税免除の対象となる不動産が明示されているもの）

　　３　課税免除に係る東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第

69号）第10条第３項に規定する指定書の写し

４　その他参考となる書類

　記載上の注意

　　１　「区分」欄は、指定事業者又は指定法人に関する区分を丸で囲むこと。

２　①欄は、指定書に記載された復興推進事業の内容を記載すること（例…水産　食料品製造業、建築物整備事業等）。

　　３　※印の欄は、記載しないこと。

　　４　②欄は、付表１の取得価額の合計額を記載すること。

　　５　③欄は、復興推進計画に定められた産業集積事業のみを実施する法人（東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「特区法」という。）第40条第１項に規定する指定法人）が、東日本大震災の被災者である事業者により雇用されていた者又は東日本大震災により被害を受けた地域内に居住していた者を復興産業集積区域内に所在する産業集積事業を行う事業所に雇用した雇用者の数を記載すること。

　　６　④欄は、⑤欄の家屋及び⑥欄の償却資産の敷地について記載すること。

　　７　⑤⑥の欄は、特区法第２条第３項第２号イ若しくはロに掲げる事業の用に供されている(１)に掲げるものについて、又は同号イに掲げる事業に関連する開発研究の用に供されている(２)に掲げるものについて記載すること。

(１)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第10条の２第１項の表の第１号、第17条の２第１項の表の第１号、第18条の４第１項、第25条の２第１項の表の第１号又は第26条の４第１項に規定する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

(２)　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第12条の５第２項又は第17条の５第２項に規定する建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェアのうち、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成23年財務省令第20号）第３条の４第１項又は第６条の４第１項に規定する減価償却資産